

# 【中馬込貝塚町会規約】

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、中馬込貝塚町会と称す。

## 第 2 章 目的及び事業内容

第 2 条 本会は、住民自治の精神に則り、各々自主的な協力により、相互の親睦と文化の向上を図り、生活の改善と福利の増進に努め共存共栄以って区域内の繁栄と発展に寄与する事を目的とする。

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 自主的防犯、区域内街灯照明の維持に関する事項
2. 防犯、防火、交通の自主的協力に関する事項
3. 青少年の補導並びに児童の善導に関する事項
4. 災害救助及び社会奉仕等の活動に関する事項
5. 保健衛生に関する事項
6. 道路、水道、ガス等の整備保全に関する事項
7. 所在公共団体、社会福祉団体並びに各種団体或は連合会等の連絡協力に関する事項
8. 表彰、弔慰、救済に関する事項
9. その他本会の目的達成のために必要と認められる事項

## 第 3 章 会 員

第 4 条 本会は区域内の居住者を以って組織する。会員の家族は議決権行使の場合を除く一般事業実施の面において会員とみなすことが出来る。

第 5 条 本会員は、地域内別に定める「班」に所属する。

第 6 条 会員は、正会員、特別会員、名誉会員とする。

正会員は、地域内の世帯を単位とする一般会員を指呼する。

特別会員は、地域内に事務所を持つ者及びこれに準ずるものとする。

名誉会員は、地域内社会に功労のあった者を推す。

## 第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名（6名以内）、理事若干名、監事2名、

会計2名、（名誉会長、顧問、相談役）を若干名置くことができる。

第 8 条 役員選出は次による。

1. 会長は理事会において選考推薦した者を総会において指名する。
2. 副会長は理事会の承認を得て、会長が之を指名する。
3. 理事は各班内会員より選出するものとし、必要に応じ会長推挙により若干名を置くことを得る。
4. 監事、会計は理事会において選出する。
5. 名誉会長、顧問、相談役は、総会又は理事会において選出する。

第 9 条 会長は会務を統理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。理事は、各班を分担し、その任に当たるものとする。

顧問、相談役は、理事会並びに会長の諮問に応じ、随時、当会発展のため参与するものとする。

第 10 条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。又補欠により選出された場合は、残りの期間とする。

## 第 5 章 事業の遂行

第 11 条 当会の事業は、総会又は役員会及び理事会の議決を経て、会長はこれを遅延なく遂行する。

第 12 条 当会には、次の執行部門を置く。但し、組織の改廃については、総会又は理事会にて決定する。

1. 防 犯 部
2. 交 通 部 警察連絡、交通、街灯設備その他一般防犯事項
3. 防 火、防 災 部 かまど検査及び消防署連絡、その他一般防火事項
4. 青 少 年 部 教化、補導、防犯思想の普及、その他一般教化事項
5. 婦 人 部 日赤奉仕団及び共同募金等、その他一般社会事業
6. 衛 生 部 保健所、都清掃事務所等の連絡、その他一般衛生事項
7. 厚 生 部 社会福祉協議会、奉賛会及び児童遊園等の連絡、  
その他一般社会福祉事業
8. 総 務 部 一般庶務事項
9. 会 計 部 一般会計事項

## 第 6 章 会 議

第 13 条 会議は定時総会、臨時総会、理事会、役員会の4種とする。

第 14 条 定時総会は、毎年4月1回、会長は、これを招集し必要に応じて臨時総会を招集する事が出来る。

第 15 条 理事会は、毎月1回適時開催し、事業計画並びに総会に提出すべき件等につき、審議するものとする。

第 16 条 本会の議決は、理事定員の過半数以上出席し、その過半数をもって、これを決す。但し、可否同数の時は、議長これを決す。

## 第 7 章 会 計

- 第 17 条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄附金をもって支弁する。
- 第 18 条 本会の会費は、従前の額によりこれを収める。  
生活困窮者又は不時の災害罹災者等に対しては、会費の減額或は免除する事が出来る。
- 第 19 条 会員は脱会した場合と言えども、既納の会費は払い戻されない。
- 第 20 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第 8 章 雑 則

- 第 21 条 前各条に定めるもののほか、本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 附 則

- 第 22 条 本規約の改廃は、総会の議決によるものとする。
- 第 23 条 本規約は、昭和28年7月3日より施行する。
- 第 24 条 本規約は、平成21年4月25日より施行する。  
(表現の仕方、抹消事項等一部改正)
- 第 25 条 本規約は、平成29年4月22日より施行する。